

大阪市告示第1638号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和7年12月1日（月）から 同月2日（火）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年12月4日（木）から 同月5日（金）まで	
	令和7年12月8日（月）から 同月9日（火）まで	
	令和7年12月11日（木）から 同月12日（金）まで	
	令和7年12月15日（月）から 同月16日（火）まで	
	令和7年12月18日（木）から 同月19日（金）まで	
	令和7年12月22日（月）から 同月23日（火）まで	
	令和7年12月25日（木）から 同月26日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）